



新たなルールを開始まで 1カ月を切りました

＝10月1日から新ごみ分別がスタート＝

これまで、各町会や事業所の皆様のご協力をいただきながら「ごみの新分別等説明会」を開催してきましたが、新ルールの開始まで1カ月を切りました。

この1カ月は試行期間として、新ルールの分別を実践していただくことをお願いします。

また、特に次の点に留意して準備を進めてください。

- 新たなリサイクル品目の分別を10月から始めても、最初の収集日に間に合いません。今から新分別に取り組み、スタート最初の収集日にはリサイクルとして出せるようにしてください。

※ご要望があれば、市の担当者が出向いて一緒に分別の確認を行います。

- プラスチック類・皮革製品・ゴム等は、「燃やせるごみ」に分別されます。

- 色付きのごみ袋やダンボールに、63円のごみ証紙を張り収集に出すことができなくなります。必ず、根

室市の指定ごみ袋を使用してください。

- ごみの分別強化に伴い、著しく分別がされていないごみや汚れた資源ごみは回収しません。「ごみ分別ガイドブック」で、再度確認をお願いします。

- 10月1日から、各町会の収集日が変更になります。「ごみ分別ガイドブック」の「地域別ごみ収集日一覧」(35～37ページ)により確認してください。

- 新設する10リットルのごみ袋は、10月1日から指定ごみ袋販売店で販売を開始します。

- 廃タイヤは、今まで粗大ゴミとして回収していましたが、これからは車両販売店やガソリンスタンドなどで、有料で引き取ってもらうこととなります。

- 引越越しごみの回収は廃止となります。指定ごみ袋に入るものは通常の収集日に出してください。袋に入らないごみは、粗大ごみの収集日に出し、ごみをためないようにしてください。

根室市証紙
63円
ごみ処理専用

「63円ごみ証紙」と 「指定ごみ袋」の交換をします

根室市循環型社会形成推進事業の一環として実施していた「63円証紙」の廃止に伴い、証紙を大量に購入してしまった方のため、根室市指定証紙付40リットルごみ袋との交換を行います。

対象証紙 ごみ処理専用根室市証紙63円(黄色)
交換する証紙付ごみ袋 燃やせるごみ(赤色)40リットル・燃やせないごみ(青色)40リットルを選択。

交換期間 10月1日～翌年3月31日

交換手続 市市民環境課環境衛生担当(1階6番)に備え付けの申請書を窓口へ提出してください。交換の受け付けは、市役所担当窓口のみです。

持参するもの 交換する証紙、印鑑

※換金はしません。また、一度交換したごみ袋は、再び証紙と交換できません。

間違いの多い分別に注意!

次のごみは「燃やせるごみ」です。もう一度確認しましょう。

- ・アサリ、ホタテ、ホッキ、ツブ、カキ等の貝類
- ・カニ・エビ・ウニ等の殻。
- ・おむつ、紙パンツ。
- ・犬のふん、猫砂。
- ・衣類、座布団、布団等。

リサイクル資源の分別を

今まで、リサイクル資源となる空き缶やペットボトル等を「燃やせないごみ」に分別してきた方は、「資源袋」に分別してください。

- ・空き缶リサイクルは、コーヒーやビール等の飲料の缶以外にも、魚や果物の缶詰、お菓子の缶、卓上コンロのガス缶や整髪剤の缶(穴を開けてガス抜きをする)も対象となります。
- ・ペットボトルリサイクルは、お茶やジュース等の飲料用ペットボトル以外にも、醤油、みりん等のペットボトルも対象となります。

ごみ処理等については、市市民環境課環境衛生担当までお問い合わせください。TEL(23)6111番内線2127・2137